金沢大学附属高等学校　同窓会会則

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は金沢大学附属高等学校同窓会と称する。

（目的）

第２条　本会は会員相互の親睦を図り、金沢大学附属高等学校（以下「附高」と略す）の発展に努力することを目的とする。

（本部・支部）

第３条　本会はその本部を附高内におく。

２．　本会は幹事会の承認を得て支部をおくことができる。

第２章　会員

（会員）

第４条　本会の会員は正会員および特別会員からなる。

２．　正会員は附高卒業生とする。但し附高に在学した者で幹事会の承認を得た者は正会員となることができる。

３．　特別会員は附高職員ならびに旧職員とする。

第３章　事業

（事業）

第５条　本会はその目的を達成するため次の事業を行う。

（１）総会等の会合の開催

（２）広報活動

（３）会員名簿の管理

（４）その他本会の目的を達成するために必要な事業

（表彰）

第６条　本会に対し功績顕著な者は、幹事会の議決により表彰することができる。

第４章　役員ならびに幹事

（役員）

第７条　本会に次の役員をおく。

（１）会　長　１名

（２）副会長　若干名

（３）理　事　若干名

（４）監査役　２名

（役員の選出）

第８条　役員は総会において選出する。

（幹事）

第９条　幹事は各期代表者および各支部代表者として本部に届けられた者が就任する。

２．　幹事は各期原則として１名とする。但し、各期の事情により３名まで増員することができる。

（職務）

第 10 条　会長は本会を代表し、会務を統轄する。

２．　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

３．　理事は会長の指示を受けて会計および会務を分掌する。

４．　監査役は本会の会計および会務を監査する。

５．　監査役は役員会・幹事会に出席し、意見を述べることができる。

（顧問）

第 11 条　本会に顧問をおくことができる。

２．　顧問は附高校長・副校長およびその経験者ならびに本会会長経験者その他適任と認められる者の中から総会において選出する。

（任期）

第 12 条　役員の任期は総会で選出された日の翌年の 4 月 1 日から２年後の 3 月 31 日までとする。但し再任を妨げない。

２．　会長および監査役は、前項但し書きの規定にかかわらず、３期６年を再任期間の上限とする。

３．　役員に欠員が生じたときは、幹事会で補欠役員を選出する。

４．　補欠役員の任期は前任者の在任期間とする。

５．　天災その他やむを得ない事由により総会を開催できず役員の選出ができなかったときは、その後に開催される総会において選出される役員の任期が開始する時まで、従前の役員の任期を延長するものとする。

第 5 章　会議

（会議）

第 13 条　会議は総会・幹事会および役員会とする。

（総会）

第 14 条　総会は定時総会と臨時総会とし、いずれも会長がこれを招集する。

２．　定時総会は原則として年１回開催する。

３．　臨時総会は次の場合に開催する。

（１）会長が必要と認めた場合

（２）幹事会の要請があった場合

（３）３０名以上の会員の要請があった場合

（総会の議決）

第 15 条　総会の議決は出席している会員の過半数をもって決する。

（幹事会）

第 16 条　幹事会は幹事ならびに役員で構成され、会長が招集する。

２．　幹事会は次の事項を審議する。

（１）事業計画

（２）予算・決算

（３）被表彰者の選定
（４）会則の変更
（５）総会の開催
（６）役員会の専決事項の事後承認
（７）前各号のほか、本会則に定めのある事項ならびに本会の運営上必要な事項

（幹事会の議決）

第 17 条　幹事会の議決は出席している幹事の過半数をもって決する。

２．　２名以上の幹事が就任している期の議決権は、うち１名の幹事が代表して行使するものとする。

３．　幹事会に幹事が出席できない場合は、予め届け出て代理を出席させることができる。

（役員会）

第 18 条　役員会は役員で構成され、次の事項を行う。

（１）総会・幹事会の準備
（２）会務執行上必要な事項の審議

２．　会長が必要と認めた緊急の場合は、幹事会に諮ることなく専決を行うことができる。但し次回の幹事会において承認を得なければならない。

第６章　委員会

（委員会）

第 19 条　本会に幹事会の承認を得て委員会をおくことができる。

第７章　会計

（会計）

第 20 条　本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもって、これに充てる。

２．　正会員は入会時に入会金を納めなければならない。

３．　本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとする。

４．　決算は監査役の監査を受けて、総会で報告し承認を受けなければならない。

第８章　改正

（改正）

第 21 条　本会則の改正を行うには、幹事会の承認を得て、総会において出席している会員の過半数の同意を必要とする。

付則

１．本会則は平成 2 年 8 月 13 日より改正施行する。

平成 23 年 8 月 12 日　一部改正
平成 24 年 8 月 12 日　一部改正
平成 27 年 8 月 12 日　一部改正
令和 5 年 10 月 21 日　一部改正

２．本会則第 12 条第 2 項の再任期間の制限は、いずれの会長、監査役についても令和 6 年 4 月 1 日から始まる任期を１期目として適用する。

細則

１．入会金は 2,000 円とし、２年分の 4,000 円の会費とあわせて入会時に納入するものとする。入会後３年目以降の会費は年 2,000 円とし、毎年納入するものとする。

２．本会に次の４委員会をおく。

（１）総務委員会　役員会・幹事会の準備ならびに記録。

（２）名簿委員会　名簿の整備ならびに管理。

（３）広報委員会　同窓会誌の発行ならびにホームページの運用などの広報活動。

（４）総会委員会　総会・懇親会の準備ならびに記録。

３．各委員会の委員長には副会長又は理事があたる。

４．各委員長は会員の中から副委員長および委員を指名することができる。

５．本会に次の支部をおく。

（１）関東支部

（２）関西支部

（３）東海支部